

金融商品取引業等に関する内閣府令第 295 条第 3 項第 1 号の規定に基づき資産証券化商品から除外される商品を定める件（金融庁告示）（案）等の概要

I 金融商品取引業等に関する内閣府令第 295 条第 3 項第 1 号に規定する資産証券化商品から除かれるものを指定する件【新設】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 295 条第 3 項第 1 号の規定に基づき資産証券化商品から除外されるものとして、プロジェクト・ファイナンス、オブジェクト・ファイナンス、コモディティ・ファイナンスに該当する有価証券又は資金の貸付けに係る債権を規定する。

II 金融商品取引業等に関する内閣府令第 295 条第 3 項第 1 号イからニまでに掲げる要件に類する性質を有する要件を指定する件【新設】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 295 条第 3 項第 1 号ホの規定に基づき同号イからニまでに掲げる要件に類する性質を有する要件として、独立行政法人住宅支援機構法第 19 条第 1 項に基づき発行される機構債券のうちその債務の履行を担保するために同法第 21 条に基づき信託が設定されているもの又は当該信託受益権に該当することを定める。